

坂戸市社会福祉法人指導監査実施要領

(平成28年6月3日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき社会福祉法人（以下「法人」という。）に対して実施する指導及び監査（以下「指導監査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の目的)

第2条 指導監査は、法その他の関係法令、関係通知に基づき、法人の運営、事業経営等について監査し、必要な助言及び指導を行うことにより、法人の適正な運営及び本市における円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的として行うものとする。

(指導監査の対象)

第3条 指導監査の対象は、所轄庁が坂戸市である法人とする。

(指導監査の方針)

第4条 市は、次に掲げる方針に基づき、指導監査を行うものとする。

- (1) 指導監査に当たっては、公正不偏の態度を保つとともに、関係者の理解及び協力が得られるよう配慮する。
- (2) 指導監査は、画一的及び形式的な指導に陥ることのないように留意し、単に問題点を指摘するのではなく、その原因を究明し、問題解決と法人の運営の改善のための具体的な助言及び指導を行う。
- (3) 指導監査を重点的かつ効果的に実施するため、指導監査に関する国の通知、これまでの指導監査の結果等を勘案し、指導監査の方針、実施時期、具体的方法等について実施計画を毎年度策定するものとする。

(指導監査の種類等)

第5条 指導監査の種類は、一般監査及び特別監査とする。

2 一般監査及び特別監査は、いずれも実地において行うものとする。

(一般監査)

第6条 一般監査の実施の周期は、毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案して決定するものとする。

2 前項の実施の周期は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める

期間とする。

- (1) 次に掲げる要件を満たす法人（次号から第5号までの規定に該当する法人を除く。） 3年に1回
 - ア 法人の本部の運営について、法、関係法令及び関係通知に照らし、特に大きな問題が認められないこと。
 - イ 当該法人が経営する社会福祉施設等その実施する社会福祉事業等について、施設基準、運営費、報酬の請求等に特に大きな問題が認められないこと。
- (2) 前号ア及びイの規定に該当する法人のうち法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置しているものについて、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に無限定適正意見又は除外事項を付した限定付適正意見（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回
- (3) 第1号ア及びイの規定に該当する法人のうち会計監査人を設置していないものについて、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に無限定適正意見又は除外事項を付した限定付適正意見（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回
- (4) 第1号ア及びイの規定に該当する法人のうち公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下この号において「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合 4年に1回
- (5) 第1号ア及びイの規定に該当する法人のうち、苦情解決への取組が適切に行われ、次に掲げるいずれかの要件に該当し、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めているものと市が判断する場合（前3号に該当す

る場合を除く。) 4年に1回

ア 埼玉県認証を受けた機関が実施する福祉サービス第三者評価(法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価をいう。以下この号において同じ。)を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること(一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して市長が認めるものに限る。)又は国際標準化機構が定めた規格9001号に適合している旨の認証を受けている施設を有する法人であること。

イ 地域社会に開かれた事業運営が行われていること。

ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

(6) 法人の運営等に関する問題が発生した場合、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合その他前各号に該当しない場合 市が必要と認めるとき

3 前項の規定にかかわらず、新たに設立された法人に対する一般監査については、設立年度又は次年度において、当該法人の設立後速やかに実施するものとする。

(特別監査)

第7条 特別監査は、次の各号のいずれかに該当する場合に随時実施する。

(1) 法人が正当な理由がなく、一般監査を拒否した場合

(2) 一般監査における指導にもかかわらず、法人の是正改善が見られない場合

(3) その他法人の運営状況等に特に問題を有すると認められる場合

(指導監査の実施)

第8条 市は、指導監査の実施に当たっては、一般監査を実施する日のおおむね1か月前までに、指導監査の日時、事前に市に提出すべき資料、指導監査を受ける際に準備すべき資料その他必要な事項を法人の理事長に対して文書をもって通知するものとする。

2 市は、法人の運営状況、会計等に関する書類の審査及び法人の理事長、関係職員等(次条第1項において「理事長等」という。)からの意見の聴取を中心に指導監査を実施するものとする。

3 市は、指導監査を効果的に実施するため、対象となる法人に係る事業の関係部署及び関係行政機関と十分な連携を図るものとする。

(指導監査の結果)

第9条 市は、指導監査の終了後、法人の理事長等に対し、指導監査の結果について必要な助言及び指導を行うものとする。ただし、指導監査を担当した職員のみで指導監査の結果について判断することが困難であると認めるときは、後日、必要な助言及び指導を行うものとする。

2 市は、指導監査の結果について、法人の理事長に対して文書をもって通知するものとする。

(改善及び指導)

第10条 市は、指導監査の結果、改善を要する事項があるときは、前条第2項の文書において指導事項を示すとともに、期限を定めて改善状況、改善計画等の報告を求めるものとする。

(指導監査の結果の公表)

第11条 市は、指導監査の結果について、法人の運営の適正化を図る観点から、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この要領で定めるもののほか、指導監査について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月15日から施行する。